

ディーラー取引契約書

貴社（以下「甲」という）と株式会社チルコート（以下「乙」という）は、乙から甲に供給する製品の取引に関して次の条件通り「ディーラー」として取引契約をする。

第1条(目的)

甲は本契約に基づきディーラーとして、乙の製品(以下「本件製品」という)を、仕入購入できるものと定める。

第2条(契約条件)

本契約は下記の(1)(2)(3)に基づくものとする。

- (1) 甲は、乙との本契約に基づき持続的に取引をする。
- (2) 甲が取り扱う本件製品の価格及び発注ロット数と梱包送料は乙が別途に定めるものとする。
- (3) 乙から供給する製品サンプルは有料とする。

第3条(支払条件)

甲が、乙から購入する本件製品の支払条件は下記(1)(2)のいずれかの決済手段とする。

- (1) 全額前金で乙指定の銀行口座に振込により日本円で支払う。
 - ① 銀行振込手数料は甲の負担とする。
- (2) 締め払い取引の場合は乙指定の下記の通りとする。
 - ① GMOペイメントサービスを使用する。
 - ② GMOペイメントサービスの与信枠を取引可能金額の基準とする。
 - ③ 乙の請求金額の5%の手数料を加算するものとする。
 - ④ 支払い先についてはGMOペイメントサービスとなります。

第4条(受発注)

- (1) 甲は本件製品の発注はメール又は FAX にて行う。
- (2) 受注後のキャンセル及び変更は出来ないものとする。
- (3) 第3条(1)の場合は、入金確認後に製品出荷の手配、若しくは製品の生産開始とする。
- (4) 第3条(2)の場合は、②の与信枠範囲以内の製品出荷、若しくは製品の生産開始とする。
- (5) 甲の発注の本件製品は、乙が甲の国内指定先に出荷する。
- (6) 甲が甲の顧客との取引に於いて受けたキャンセル・変更及び債務・債権について、乙は一切の関与をしない。

第5条(甲の義務)

- (1) 甲は本件製品の特徴や性能を研修し、知識・技能向上に努めなければならない。
- (2) 甲は第2条(1)に向けて努力しなければならない。
- (3) 甲は販売に関する活動報告、情報提供を乙に定期的に行わなければならない。
- (4) 甲は乙に支援活動を求めたとき、乙の必要諸経費(日当及び旅費交通費など)は、甲が事前に負担するものとする。

第6条(乙の義務)

- (1) 乙は甲の営業活動目的の販売促進資料・サンプル(有償)などの手配を行う。
- (2) 乙は甲から製品研修・施工指導及び営業支援の要請があれば支援活動をする。

第7条(販売区域)

- (1) 甲は複数事業所等を有する大口顧客と取引しようとする場合は、あらかじめ乙に報告し、販売に関して事前に協議するものとする。
- (2) 国内外を問わず相手事業者の審査等で、甲を経由せず乙との直接取引を要求された場合は、乙が本件製品の取引を直接行うこととする。
但し、販売手数料は別途、紹介斡旋契約に基づき協議するものとする。
- (3) 甲が国外へ輸出販売を目論む際は事前に乙と協議するものとする。

第8条(品質保証)

- (1) 乙は、甲への本件製品の納入品に関して、商品仕様の機能、性能を満足する品質であることを保証する。
- (2) 乙は、本件商品の商品仕様を変更する場合はすみやかに告知する。

第9条(瑕疵担保責任)

乙は、本件製品の納入後、乙の責による瑕疵が発見された時は、納入から1ヶ月以内に限り、本件製品を無償取り替え交換する。但し、取り替え送料は相互の負担とする。

第10条(損害賠償)

甲、乙が本契約に定める条項を履行しないことにより損害を被った時は、甲は、乙に、乙は甲に対し、その損害賠償を請求できる。

第11条(契約の解除)

甲が以下条項に該当した場合、何らの催告なしに本契約を解除できるものとする。

- (1) 甲が乙に対する支払いを怠ったとき。
- (2) 差押、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または整理・会社更生手続きの開始・破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら整理・会社更生手続きの開始・破産申し立てを行ったとき。
- (3) 監督官庁により、営業停止の処分を受けたとき。
- (4) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなったり、若しく支払い停止状態に至ったとき。
- (5) 本契約の条項に違反し、相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に是正しなかったとき。
- (6) 本契約第2条1項で定める販売維持を達成できず、かつ改善計画等の提案がない場合など、今後とも販売維持をすることが難しいと乙が判断したとき。

第12条

甲は「SDGs」の趣旨を理解し、「人と環境にやさしい」省エネルギー・省資源化事業に貢献しなければならない。

第13条(反社会勢力排除)

甲は、別途「反社会勢力排除に関する覚書き」を理解し同意すること。

第14条(機密保持)

甲は、別途「機密保持契約書」に基づきお互いに知り得た秘密を、自社の秘密と同じように扱い、第三者に漏洩しない事に同意すること。

第15条(有効期間)

本契約の有効期間は同意日から3年間とし、満了の2カ月前までに甲乙いずれからか書面による変更もしくは解約の申し入れがない限り、さらに2年間自動的に延長されるものとする。

6年目以降は甲乙の営業状況に照らし、再協議の上、続行することを前提とする。

第16条(権利の譲渡)

甲は、本契約の権利を第三者に譲渡することはできない。

第17条(合意管轄)

本契約に疑義が生じた場合は、日本の法に基づき大阪地方裁判所を管轄裁判所とする。